

第十三回 参議院法務委員会會議録第十五号

昭和二十七年三月二十八日（金曜日）午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君

理事 宮城タマヨ君 伊藤 修君

委員 加藤 武徳君 左藤 義詮君 長谷山行毅君 岡部 常君 吉田 法晴君 一松 定吉君 羽仁 五郎君

政府委員 法務政務次官 龍野喜一郎君 法制意見長官 佐藤 達夫君 法務府法制意見第二局長 林 修三君 法務府矯正 古橋浦四郎君 保護局長 齋藤 三郎君 中央更生保護委員会事務局長 齋藤 三郎君 事務局側

常任委員 長谷川 宏君 会専門員 西村 高兄君 会専門員

本日、の會議に付した事件

○平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案（内閣送付）

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（小野義夫君） それでは只今より委員会を開きます。

先ず、平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案を議題に供します。本案につきまして政府の御説明をお願いします。

○政府委員（龍野喜一郎君） 只今上程になりました平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案を提案することになりました理由及びその内容の概要につきまして、簡単に御説明いたします。

平和條約第十一條は、我が国が同條約の発効後において、いわゆる戦犯者に対する刑を執行すべき旨を定め、且つ、これらの者に対する赦免、刑の軽減及び仮出所については、これに関する日本国の勅告と関係連合国側の決定とを待つて行うべき旨を規定いたしておりますので、この規定の趣旨に則り、戦犯者に対する刑の執行並びに赦免、刑の軽減及び仮出所を適正に行うための法律を制定し、平和條約の発効と同時にこれを施行しなければならぬわけであり、これがこの法律案提案の根本的な理由であります。次に、その内容のあらましにつきまして、順を逐つて説明申し上げます。

第一に、この法律案に規定された事項を実施する行政機関といたしましては、行政組織法上の権限の分配を考慮し、刑の執行に関する事項につきましては法務総裁とし、赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する事項につきましては、法務府の外局である中央

更生保護委員会が管理するものとして行われるのであります。

第二に、刑の執行につきましては、巢鴨刑務所においてこれを行うものとし、その準拠法令として、この法律案に規定するものほか、監獄法中の受刑者に関する規定を準用することとし、併せて国際刑法及び刑務委員会による被拘禁者の処遇に関する最低基準その他の国際慣行を遵守するものとしたのであります。この国際慣行を尊重するといふ趣旨から、従来行われておりました未決日数の算入、在所者の病院移送、有期の刑の在所者及び仮出所中の者について、善行を保持していると認められる場合の善行特典制度の適用等に関する規定を設けているのであります。尤もそのうち、未決日数の算入及び善行特典制度は、刑の執行の段階に関するものではありませんが、一面恩典的な色彩を持つものであることに鑑みまして、関係国の同意を得て適用することとしたのであります。又將來万一在所者が逃亡したときは、国内犯ではありませんので、逃走罪は成立しないこととしたし、收監中に相当する収容状が刑務所の長から発せられ、連れ戻すことになつております。

第三に、仮出所につきましては、刑期の三分の一、又は刑期四十五年以上及び終身刑の者については十五年を経過し、且つ刑務所の規則を遵守している在所者は、その適格性を有するものとし、本人の申請又は親屬、知人、そ

の他の関係者の願出により、委員会が先ず仮出所の適格性の有無を判別した後に後審理し、審理の結果勅告を相当とするときは、政令の定むるところにより平和條約第十一條による勅告の手続をとり、これに対する関係国の決定を待つてその処分を実施するのであります。仮出所中のものは、犯罪者予防更生法中の関係規定の準用による保護監督に附し、そのもの逃亡又は遵守事項の違反があつたときは、委員会の決定をもつて仮出所を取り消し、又は取り消すことができるものとし、その決定をするために仮出所を仮に取り消して仮收容状を発することができるとして行われております。

第四に、一時出所と申しますのは従来の国際慣行において行われていたところでありまして、委員会が在所者、又はその親族、知友、その他の関係者の願出により、在所者の父母、配偶者、又は子の死亡、危篤等の特別の事由があるとき、期間を定め、且つ同伴者をつけて一時帰することが許されることとして行われております。

第五に、赦免及び刑の軽減につきましては、在所者及び仮出所中の者の申請、その親族、知人、その他の関係者の願出、刑務所の長の申出、又は委員会の職権により、おおむね仮出所と同様の手続で委員会が審理を行い、勅告を相当とするときは勅告の手続をとり、これに対する関係国の決定を待つて処分を実施するのであります。

第六に、この法律の施行に必要な事項は、政令、法務府令、又は委員会の規則で定めるものとしたしておるのであります。これはこの法律には基本的な事項を規定し、それに伴う手続その他の細目は、これを政令以下に譲ることとしたわけであり、

なお冒頭にも申述べましたように、この法律は、平和條約の発効と同時に施行する必要があり、附則においてその旨を明らかにすると共に、施行に關連して必要とされる法務府設置法の一部改正等についての所要の規定を設けているのであります。

以上が提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長（小野義夫君） 本問題に關して質問がありますれば、順次御発言をお願いします。

○伊藤修君 本委員会は幸いにいたしまして、この平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する小委員会が、いわゆる戦争犯罪人に対する処置に関する小委員会として設けられておるのでありますから、まさに本法案は同小委員会に付託いたしまして、審議せられるようにお取計願ひたいと思ひます。

○委員長（小野義夫君） 只今伊藤委員からの御提案に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長（小野義夫君） じゃ異議ない

ことができないような事情になつておきますので、それを待つて措置をいたす予定で検討中でございます。それから3と6につきましては目下別個の措置を、3は大体その場限りの措置でございまして、6につきましては目下通産省におきましていろいろ検討中のようでございます。それから運輸省でございまして、運輸省関係につきましては四件ございまして、そのうちの1と2につきましては、目下まだ御提案申上げておりませんが、平和條約の発効に關連いたしまして、制定を必要といたします航空法案で廃止される予定になつております。それから3は目下その措置を検討中のようでございます。4は通産省で申しましたと同じように、これは賠償施設関係のボツダム命令でございまして、これはやはり平和條約が発効いたしませんと措置ができないような事情になつております。それから電気通信省関係のは、電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令でございますが、これは目下電信法を全面的に改正いたしまして、公衆電気通信営業法案というものを制定いたす予定で、電気通信省で法案の準備をいたしておりますが、その法案によつてこれを廃止いたすような予定になつておるようでございます。建設省関係の住宅緊急措置令は、これは住宅緊急措置令の廃止に關する法律案を国会に御提案申上げてまして、これはすでに国会をたしか通過成立いたしました。このような関係に相成つております。三十二件のこのボツダム命令の措置の法案に盛り込んでおられませんボツダム命令につきましては、目下大体そういうような措置の予定に相成つて

おります。あとの別紙は先ほど申上げましたような百十二件、約二十件の各ボツダム命令の措置の法案に盛り込んでございまして、ボツダム命令の名称でございまして、その名称を全部あとに掲げてあるのでございます。その他必要がございましてすれば、このボツダム命令の内容も御説明いたしますが、一応資料の説明を終ります。

○委員長(小野義夫君) 本案に關する質疑をそれではどうぞ。

○伊藤修君 只今伺つただけでは非常にわかりかねるような御説明でありまして、これほどたくさんな法律につきまして、一体衆議院あたりは官判を押してそのまま寄こす、これだけの内容を盛るところの法律をどうするか殺すか、恐らくこれだけの法律を作るのには一通常国会の期間を要するほどの多数の法律です。それをこの勅令一本で以て官判を押して寄こした。実に私は国会の審議というものの軽率さにはあきれざるを得ないのです。少くとも参議院においてはこれに対して相当の慎重な態度を以て内容の検討をすべきがまさに私は参議院の使命ではないかと思つて私は今お伺いしただけではちよつとわかりかねますから、なおこれに對しまして検討いたしてみたいと思つて、それで……もう時間になりますか。

○委員長(小野義夫君) もうそれでは速記を本会議に取上げられるので、ここでこの会議を閉じて、明日は正確に午前十時から法務総裁も出席せられるので……、今日はもう止むを得ませんから……。

○伊藤修君 私が申上げておきたいことは、百四十四件に對するところの内容に對して相当お尋ねしたいと思つて、なおこの基本法律の性格論、法理論に對して十分一つ検討いたしたいと思つて、その点に對する質問は保留しておきます。

○委員長(小野義夫君) それじや本日はこれにて散會いたします。明日は午前十時より正確に始めます。

三月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案

別表第四表名称の欄中「吉田簡易裁判所」を「富士吉田簡易裁判所」に、「岐阜中津簡易裁判所」を「中津川簡易裁判所」に、「柳河簡易裁判所」を「柳川簡易裁判所」に、「富高簡易裁判所」を「日向簡易裁判所」に、「土庄簡易裁判所」を「淵崎簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「東京都西多摩郡青梅町」を「東京都青梅市」に、「千葉県香取郡佐原町」を「佐原市」に、「山梨県南都留郡下

吉田町」を「富士吉田市」に、「兵庫東播磨郡龍野町」を「龍野市」に、「愛知県西加茂郡挙母町」を「挙母市」に、「岐阜県惠那郡中津川町」を「岐阜県惠那郡中津川市」に、「福井県遠敷郡小浜町」を「小浜市」に、「岡山県山崎郡玉島町」を「玉島市」に、「福岡県山門郡柳川町」を「福岡県山門郡柳川市」に、「宮崎県東臼杵郡富島町」を「日向市」に、「秋田県北秋田郡大館町」を「大館市」に、「秋田県平鹿郡横手町」を「横手市」に、「香川県小豆郡土庄町」を「香川県小豆郡土庄市」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「谷保村」を「国立町」に改め、同表背梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「西多摩郡の内」を「青梅市」に改め、「青梅町」を「青梅市」に改め、「青梅町」を「青梅市」に改め、「調布村」を削り、同表千葉簡易裁判所の項を次のように改める。

千葉 千葉県の内 千葉市 市原郡 千葉郡

同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「八木村」及び「新川村」を削り、「布佐町」を「布佐町 鎌ヶ谷村」に改め、同表市川簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷村」及び「千葉郡の内 津田沼町 二宮町 大和田町 豊富村 陸村」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「山辺村 瑞穂村」及び同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「東條村」を削り、同表佐原簡易裁判所の管轄区域

の欄中「香取郡の内」を「佐原市 香取郡の内」に改め、「佐原町」、「香西村」、「東大戸村」、「香取町」、「豊浦村 神里村」及び「森山村」を削り、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊藤村」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「前橋市」を「前橋市 北群馬郡」に改め、「北群馬郡の内 豊秋村 古巻村 駒寄村 明治村 桃井村 伊香保町 金島村 小野上村 長尾村 白郷井村」を削り、同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「六郷村」を削り、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「島田市」を「島田市 焼津市」に、同表二俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐久間村」を「佐久間村 水窪町 城西村」に改め、同表小笠原簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び「在家塚村」を削り、「平林村」を「平林村 巨摩町」に改め、同表大月簡易裁判所の管轄区域の欄中「大目村」を削り、同表吉田簡易裁判所の項中「吉田」を「富士吉田」に改め、同表簡易裁判所の管轄区域の欄中「南都留郡の内」を「富士吉田市 留郡の内」に改め、「下吉田町 富士上吉田町 明見町」を削り、同表上野原簡易裁判所の管轄区域の欄中「丹波山村」を「丹波山村 大目村」に、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「長野市 上水内郡 上高井郡」を「長野市 上水内郡 上高井郡」に改め、同表屋代簡易裁判所の管轄区域

域の欄中「埴科郡」を「埴科郡の内
屋代町

坂城町 戸倉町 埴生町 南條村 中
之條村 五加村 杭瀬下村 森村

倉科村 雨宮泉村」に改め、同表三條
簡易裁判所の管轄区域の欄中「井栗
村」を削り、同表長岡簡易裁判所の
管轄区域の欄中「古志郡」を「古志
郡 三島郡」に改め、「三島郡の内
日越村

王寺川村 関原町 宮本村 大横村
深才村 日吉村 黒川村 脇野町 桐
島村 大津村 與板町 寺泊町 大

河津村 出雲崎町 西越村 島田村」
を削り、同表小千谷簡易裁判所の管
轄区域の欄中「三島郡の内
塚山村」片貝町 来

迎寺村 岩塚村」を削り、同表枚方
簡易裁判所の管轄区域の欄中「守口
市」を「守口市 寝屋川市」に、同
表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中

「狭山村 日置莊村」を「狭山町
日置莊町」に、同表古市簡易裁判所
の管轄区域の欄中「道明寺村」を「道
明寺町」に改め、同表宮津簡易裁判
所の項を次のように改める。

宮津
京都府の内
與謝郡

同表福知山簡易裁判所の管轄区域
の欄中「河守町 河守上村 有路上
村 有路下村 河西村 河東村」を
「大江町」に、同表神戸簡易裁判所
の管轄区域の欄中「兵庫区」を「兵

庫区(道場町、八多町及
び大沢町を除く)」に改め、
同表西宮簡易裁判所の管轄区域の欄
中「武庫郡の内 鳴尾村」を削り、同表宝塚
簡易裁判所の管轄区域の欄中「小浜
村」を「宝塚町」に改め、「有馬郡
内」を削り、同表三田簡易裁判所の
管轄区域の欄中「有馬郡の内」を
「神戸市内の
兵庫区の内

有馬郡の内 八多町 大沢町」に
改め、「道場村 山口村 八多村 大
沢村」を削り、同表竜野簡易裁判所
の管轄区域の欄中「揖保郡」を「竜野
市 揖保郡」に、同表相生簡易裁判所
の管轄区域の欄中「相生市」を「相生
市 赤穂市」に改め、同表奈良簡易
裁判所の管轄区域の欄中「大安寺村」
及び「東市村」を削り、同表海南簡易
裁判所の管轄区域の欄中「下津町」を

「下津町 東野上村 北野上村 中
野上村 南野上村 小川村 上神野
村 下神野村 長谷毛原村 猿川村
真国村 細野村 志賀野村」に改め、
「那賀郡の内
東野上町 北野上村 中野上村

南野上村 小川村 上神野村 下
神野村 長谷毛原村 猿川村 真国
村 細野村 志賀野村」を削り、同
表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中
「端場村」及び同表愛和瀬戸簡易裁
判所の管轄区域の欄中「水野村」を削
り、同表愛知横須賀簡易裁判所の管
轄区域の欄中「鬼崎村」を「鬼崎町」
に、同表孝母簡易裁判所の管轄区域
の欄中「西加茂郡」を「孝母市 西

加茂郡」に改め、同表御嵩簡易裁判
所の項を次のように改める。

御嵩

岐阜県の内
可兒郡 加茂郡

同表岐阜中津簡易裁判所の項中
「岐阜中津」を「中津川」に、同表武
生簡易裁判所の管轄区域の欄中「織
田村 萩野村 常磐村」を「織田町」
に、同表小浜簡易裁判所の管轄区域
の欄中「遠敷郡」を「小浜市 遠敷
郡」に、同表輪島簡易裁判所の管轄
区域の欄中「諸岡村」を「諸岡村
町野町」に改め、同表石川飯田簡易
裁判所の管轄区域の欄中「町野町」
を削り、同表高岡簡易裁判所の管轄
区域の欄中「高岡市」を「高岡市
新湊市」に改め、「国吉村」を削り、
同表出町簡易裁判所の管轄区域の欄
中「南山見村」を削り、同表安芸西條
簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊野
跡村」を削り、「豊田郡の内」を

豊
芸郡の内
熊野跡村」に改め、同表大竹簡易裁
判所の管轄区域の欄中「木野村」を
削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域
の欄中「大屋村 江田島村」を「天
志町 江田島町」に改め、同表尾道
簡易裁判所の管轄区域の欄中「深田
村」及び同表岡山簡易裁判所の管轄
区域の欄中「服部村」を削り、同表
玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中
「浅口郡の内」を「玉島市
浅口郡の内」に改
め、「玉島町」を削り、同表倉敷簡易
裁判所の管轄区域の欄中「帯江村

中庄村、「菅生村及び「神在村」を
削り、「岡田村 川辺村」を「大備村」
に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄
区域の欄中「今井村」を削り、同表
河原簡易裁判所の管轄区域の欄中
「賀茂村」を「那家町」に改め、同表
倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中
「小鴨村」「東郷村」及び「松崎村」
を削り、「泊村」を「泊村東郷松崎町」
に、同表柳河簡易裁判所の項中「柳
河」を「柳川」に、同表武雄簡易裁
判所の管轄区域の欄中「北方町」を
「北方町 大町町」に改め、同表六角
簡易裁判所の管轄区域の欄中「大町
町」を削り、同表唐津簡易裁判所の
管轄区域の欄中「相知町」を「相知
町 湊村」に改め、同表呼子簡易裁
判所の管轄区域の欄中「湊村」を削
り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域
の欄中「時津村」を「時津町」に、
同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄
中「吉井村」を「吉井町」に、「福
島村」を「福島町」に改め、同表白
杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「白
杵市」を「白杵市 津久見市」に改
め、「津久見町」及び「日代村 保土
島村 四浦村」を削り、同表水俣簡
易裁判所の管轄区域の欄中「湯浦村」
を「湯浦町」に改め、同表鹿児島簡
易裁判所の管轄区域の欄中「大島郡
十島村」を削り、「鹿児島市 鹿児島
島郡」を「鹿児島市 鹿児島郡」
に

改め、同表加世田簡易裁判所の管轄
区域の欄中「笠沙町」を「笠沙町
大浦村」に改め、同表川内簡易裁判
所の管轄区域の欄中「水引村」を削
り、同表富島簡易裁判所の項中「富

島」を「日向」に改め、同簡易裁判
所の管轄区域の欄中「東臼杵郡の内」
を「日向市
東臼杵郡の内」に改め、「富島
町 岩脇村」を削り、同表石巻簡易
裁判所の管轄区域の欄中「桃生郡の
内」を「本吉郡の内
十三浜村」
に、同表気仙
沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿
折村」を「鹿折町」に改め、同表志
津川簡易裁判所の管轄区域の欄中
「十三浜村」を削り、同表盛岡簡易裁
判所の管轄区域の欄中「盛岡市 岩
手郡 紫波郡」を「盛岡市 岩手郡
田山村 荒沢
村」に、同表二戸簡易裁判所
の管轄区域の欄中「二戸郡」を

「二
戸郡の内
一戸町 淨法寺町 彌隆体
所村 浪打村 鳥海村 小島谷村

村 金田一村 斗米村 石切」に、
姉帯村 田部村 御返地村
同表久慈簡易裁判所の管轄区域の欄
中「種市村」を「種市町」に、同表
秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中
「天王村」を「天王町」に、同表大館
簡易裁判所の管轄区域の欄中「北秋
田郡」を「大館市 北秋田郡」に改
め、同表横手簡易裁判所の管轄区域
の欄中「平鹿郡の内」を「横手市
内」に改め、「横手町」「栄村」及び
「旭村」を削り、同表青森簡易裁判所
の管轄区域の欄中「権内村」を削り、
同表弘前簡易裁判所の管轄区域の欄
中「蔵館村」を「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

「蔵館町」に、同表

富良野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上富良野村」を「上富良野町」に、同表土別簡易裁判所の管轄区域の欄中「和寒村」を「和寒町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「興部村」を「興部町」に、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「女満別村」を「女満別町」に、同表北見簡易裁判所の管轄区域の欄中「訓子府村」を「訓子府町」に、同表滝宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗熊村」を「久万玉村」に改め、同表土庄簡易裁判所の項中「土庄」を「淵崎」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「南村」及び「加茂村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「徳島市」を「徳島市 小松島市」に、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「奥内村」を「大内町」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案
二、平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案
最高裁判所における民事上告事件

件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律

最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十七年六月一日」を「昭和二十九年六月一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律案

平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律

目次

第一章 総則（第一條—第四條）
第二章 刑の執行（第五條—第十四條）
第三章 仮出所（第十六條—第二十三條）
第四章 一時出所（第二十四條—第二十七條）
第五章 赦免及び刑の軽減（第二十八條—第三十一條）
第六章 雜則（第三十二條—第三十七條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、平和条約第十一條による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷が科した刑の執行並びに刑を科せられた者に対する赦免、刑の軽減及び仮出所が適正に行われることを目的とする。

（用語の意義）
第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平和条約 千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和條約をいう。
二 刑 前條に定める極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷の科した刑をいう。
三 刑期 刑の期間をいう。
四 刑務所 第六條に定める集鴨刑務所をいう。

五 在所者 刑務所において刑の執行を受けている者をいう。
六 委員会 法務府の外局として置かれていた中央更生保護委員会をいう。
七 関係国 極東国際軍事裁判所の科した刑については、同裁判所に代表者を出席させた国又はこれらの国の代表機関をいい、その他の連合国戦争犯罪法廷の科した刑については、それぞれその法廷を設置して裁判を行つた国又はこれらの国の代表機関をいう。

（行政機関）
第三條 刑の執行に関する事項は、法務総裁が管理し、赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する事項は、この法律の定めるところにより、委員会が管理する。

（刑期の計算）
第四條 刑期が月又は年をもつて言い渡されているときは、曆に従つて計算する。

第二章 刑の執行

（準備法例）
第五條 刑の執行については、この法律に特別の規定があるもののほか、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）中の受刑者に関する規定を準用する。但し、千九百五十一年七月六日に国際刑法及び刑務委員会のよつて承認された被拘禁者の処遇に関する最低基準その他の国際慣行を尊重するものとする。

（刑務所）
第六條 刑の執行は、別に法律で定める集鴨刑務所において行う。

（收容の手續）
第七條 刑務所の長は、連合国最高司令官又は関係国から、その管理の下にある刑を科せられた者を残刑の執行のため引き渡されたときは、その者を刑務所に收容し、直ちに、その刑の執行に着手しなければならない。

2 前項の場合において、その引き渡された者の人違でないことを確め、且つ、その執行すべき刑期を確認するについては、連合国最高司令官又は関係国から引き継いだ刑の執行に関する文書によらなければならない。

3 刑務所の長は、前項の文書を調べた結果、その人違でないこと又は執行すべき刑期を確認し難い相当の理由があるときは、関係国に照会する手續をとり、且つ、その回答に従わなければならない。

（刑の執行の終了及び釈放）
第八條 刑の執行は、この法律の定めるところにより特に出所を許される場合を除くほか、刑期が満了する日まで行うものとする。

2 刑期の満了による釈放は、刑期が満了する日の午後六時までに行う。

（未決日数の算入）
第九條 戦争犯罪の嫌疑により拘留され、又は拘禁された未決日数は、全部刑期に算入する。

2 前項の未決日数について、確實な資料がないときは、刑務所の長は、関係国に照会する手續をとり、これを明らかにしなければならない。

（病院移送）
第十條 刑務所の長は、在所者が精神病、伝染病その他の疾病にかかり、それが重病であつて刑務所において適当な治療を行うことができないと認めるときは、期間及び條件を定め、その者を病院に移送することができる。

2 前項の規定により病院に移送した者は、在所者とみなす。

（善行特典）
第十一條 有期の刑について、在所者及び仮出所中の者が善行を保持していると認められる場合には、善行特典を與えるものとする。

2 善行特典は、左の各号の定めるところにより、刑期満了の日を繰り上げる。
一 刑期六月以上一年未満の者については、一月を経過することにより五日に五日
二 刑期一年以上三年未満の者については、一月を経過することにより六日に六日
三 刑期三年以上五年未満の者については、一月を経過すること

に七日。

四 刑期五年以上十年未満の者に
ついては、一月を経過すること
に八日。

五 刑期十年以上の者について
は、一月を経過すること十日
前項の規定により刑期満了の日
が繰り上がるべき期間を計算する
場合において、さらに一月を経過
するも同項の規定により繰り上が
るべき日数を余さないこととなつ
たときは、一月を三十日とみなし
て同項各号に定める割合で、刑期
満了の日を繰り上げる。この場合
において、繰り上げるべき期間に
一日に満たない端数を生じたとき
は、これを一日に切り上げるもの
とする。

4 前二項の規定により刑期満了の
日を繰り上げるべき期間が三十日
以上となつたときは、三十日ごと
にこれを一月とする。

5 第二項及び第三項の規定の適用
については、継続して執行すべき
二以上の刑があるときは、合算し
た刑期により、同時に執行すべき
二以上の刑があるときは、最も長い
刑期による。

6 善行特典は、戦争犯罪の嫌疑に
より抑留され、又は拘禁された未
決の期間並びに連合国最高司令官
又は関係国によつてなされた刑の
執行の期間及び仮出所の期間につ
いても與えるものとする。刑の輕
減により有期の刑に変更された場
合においては、変更前の拘禁又は
刑の執行の期間についても、同様
とする。

7 刑期が変更された場合において

は、刑期満了の日が繰り上がるべ
き期間の計算については、さかの
ぼつて変更後の刑期によるものと
する。

(善行特典のほく、奪及び回復)
第十二條 刑務所の長は、在所者が
刑務所の規則に違反したときは、
その在所者につき前條の規定によ
り刑期満了の日が繰り上がった期
間の全部又は一部をほく奪するこ
とができる。

2 刑務所の長は、前項の規定によ
りほく奪した期間について、その
後の情状により、その全部又は一
部を回復することができる。第二
十二條第四項及び第二十七條第一
項の規定により失つた期間につい
ても、同様とする。

(執行に関する疑義)
第十三條 在所者は、刑の執行に関
し疑義があるときは、法務總裁に
これをたずねることができる。

(在所者の逃亡)
第十四條 在所者が逃亡したとき
は、刑務所の長は、收容状を発す
るものとする。

(收容状)
第十五條 收容状は、收監状と同一
の効力を有する。

2 收容状の執行については、刑事
訴訟法(昭和二十三年法律第三百
十一号)中收監状の執行に関する
規定を準用する。但し、その執行
は、刑務所の長が指揮し、法務府
事務官が行うものとする。

3 警察官又は警察吏員は、刑務所
の長の依頼により、收容状の執行
をすることができる。

第三章 仮出所

(適格性)

第十六條 刑期のうち左の期間を経
過し、且つ、刑務所の規則を遵守
している在所者は、仮出所の適格
性を有する。

一 刑期四十五年未満の者につい
ては、刑期の三分の一
二 刑期四十五年以上の者又は刑
期が終身にわたる者について
は、十五年

2 前項の刑期については、第十一
條第五項の規定を準用する。

(申請)
第十七條 仮出所の適格性を有する
在所者が仮出所の審理を受けよう
とするときは、刑務所の長を経由
して委員会に対し、その規則の定
めるところにより、文書をもつて
仮出所の申請をしなければならな
い。

2 前項の申請書には、左の事項を
記載しなければならない。

一 帰住予定地、帰住した場合の
同居者、その者との関係並びに
その者の健康、職業及び経済状
態

二 戦争犯罪にとわれた事実、共
犯者との関係及びしやく量すべ
き情状

三 拘禁を受けた期間並びに施設
の名称及び所在地

四 その他仮出所の審理に参考と
なるべき事項

3 在所者が心身の故障によりみ
ずから仮出所の申請書を作成でき
ないときは、刑務所の長又は
その指名する所屬の職員は、委員
会の規則の定めるところにより、
これを代書することができる。

4 刑務所の長は、仮出所の申請書
が差し出されたときは、すみやか
に、これに意見を附し、その者に
かかる判決書の写及び在所中の成
績その他刑の執行の経過の概要を
記載した報告書を添えて、委員会
に進達しなければならない。

(願出)
第十八條 仮出所の適格性を有する
在所者の親族、知友その他の関係
者は、委員会に対し、その規則の
定めるところにより、文書をもつ
てその者の仮出所の審理について
願出をすることができる。

2 前項の願出書が刑務所に差し出
されたときは、刑務所の長は、直
ちに、これを委員会に進達しなけ
ればならない。

(審理)
第十九條 委員会は、仮出所の申請
書を受理したときは、まず、申請
書及び第十七條第四項の書類を調
査して、その在所者が仮出所の適
格性を有するか否かを判別しなけ
ればならない。

2 前項の場合において、委員会
は、在所者が仮出所の適格性を有
しないと認めるときは、決定をも
つて申請を却下し、仮出所の適格
性を有すると認めるときは、審理
を開始しなければならない。

3 仮出所の審理に当つて、申請
書、願出書、報告書その他委員会
に提出された資料のみによつて
は、当該事案につき判断の基礎と
なる事実関係を明らかにすること
ができないときは、委員会は、申
請者、願出者その他の関係者につ
いて調査を行い、又は特に必要が

あるときは関係国に照会する等資
料の補充に努めなければならない
い。

4 委員会は、審理の結果に基い
て、当該事案が平和條約第十一條
に定める勧告の手續をとることを
相当とするか否かについて決定を
しなければならない。

5 前項の場合において、勧告の手
続をとることを相当とする旨の決
定をしたときは、委員会は、これ
を法務總裁に報告しなければならない。

(処分)
第二十條 委員会は、平和條約第十
一條に定める日本国の勧告及び関
係国の決定によつて在所者の仮出
所を許すことができるに至つたと
きは、すみやかに、委員会の規則
の定めるところにより、仮出所の
処分をし、その他これに必要な手
続をとらなければならない。仮出
所の処分をするに当つては、仮出
所を許される者が仮出所中遵守す
べき特別の事項を定めなければな
らない。

(保護監督)
第二十一條 仮出所を許された者
は、刑期が満了するまで、委員会
の監督の下で、保護監督に付す
る。

2 犯罪者予防更生法(昭和二十四
年法律第四百二十二号)第三十二
條、第三十三條第二項、第三十四
條から第三十六條まで及び第三十
九條から第四十一條までの規定
は、仮出所の処分の実施及び保護
監督に準用する。

(処分の取消)

第二十二條 仮出所の処分は、仮出

所中の者が逃亡し、又は遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、取り消すことができる。その情状が重いとき、及び仮出所の処分が虚偽の陳述に基いてなされたことが明らかとなつたときは、取り消さなければならぬ。

2 仮出所の処分の取消は、委員会が審理し、決定をもつて行う。

3 前項の審理に當つては、仮出所中の者が逃亡した場合を除き、その者に委員会又はその指名する委員の面前で弁解する機会を與えなければならぬ。

4 仮出所の処分が取り消されたときは、その者は、善行特典の日数の全部を失うものとし、且つ、仮出所中の日数は、刑期に算入しない。

5 委員会は、仮出所の処分を取り消したときは、直ちに、その旨を刑務所の長に通知しなければならぬ。

6 刑務所の長は、前項の通知を受けた場合において必要と認めるときは、收容状を発するものとする。

(仮收容)

第二十三條 委員会は、仮出所中の者が前條第一項に該当することを疑うに足りる十分な理由があるときは、仮出所の処分を仮に取り消して、仮收容状を発することができる。

2 前項の仮收容状は、委員会の委員の指揮により、保護観察官又は法務府事務官が執行する。

3 警察官又は警察吏員は、委員会

の依頼により、仮收容状の執行を受けることができる。

4 仮收容状の執行を受けた者は、監獄その他適当な施設に收容することができぬ。但し、その期間は、十日をこえてはならない。

5 委員会は、前項但書に定める期間中であつても、收容の必要がないと認めるときは、直ちに、本人を釈放しなければならぬ。

6 仮收容の期間は、刑期に算入する。

第四章 一時出所

(事由及び期間)

第二十四條 委員会は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、特に必要があると認めるときは、決定をもつて、期間を定め、在所者の一時出所を許すことができる。但し、第一号又は第二号に掲げる者の危険に際し一時出所を許された者の、その後六月以内における同一人の死亡又は危険を理由とする一時出所は、この限りでない。

一 在所者の父母、配偶者又は子が死亡したとき、又は危険であるとき。

二 在所者の未成年の子を現に扶養し、又は監護する者が死亡したとき、又は危険であるとき。

三 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、在所者又はその近親の住居及び家財が破壊され、又は滅失したため、在所者本人が出向かなければその後始末ができない窮状にあるとき。

2 一時出所の期間は、目的地までの往復の日数を除き、五日をこえてはならない。

(顯出)

第二十五條 在所者又はその親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつて一時出所の顯出をすることができぬ。

2 前項の顯出書には、左の書類を添付しなければならぬ。

一 前條第一項第一号又は第二号の事由に基く顯出については、その死亡又は危険の事実並びにその状況(危険の場合には、その症状及び回復の見込に關する意見を含む)を記載した医師の診断書、検案書又は死亡証書

二 同項第三号の事由に基く顯出については、その災害並びにこれによる住居及び家財の被害の状況を明らかにし、且つ、その後始末のために在所者本人が出向いて来なければならぬ窮状にあるか否かについての意見を附した当該市町村長又はその代理者の証明書

(誓約及び同伴)

第二十六條 委員会は、在所者の一時出所を許すときは、その者が一時出所中遵守すべき事項を定めて誓約させ、且つ、保護観察官及び法務府事務官のうちからその者の監督に適當な者を選んこれに同伴させ、その他監督上必要な措置をとらなければならぬ。

(遵守事項違反等)

第二十七條 一時出所中の者が逃亡し、又は遵守事項を遵守しなかつたときは、委員会は、決定をもつ

て善行特典の日数の全部又は一部をなく奪するものとする。

2 委員会は、前項の決定をしたときは、その旨を刑務所の長に通知しなければならぬ。

3 第二十二條第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、一時出所の取消に準用する。

4 一時出所の処分が取り消されたときは、一時出所中の日数は、刑期に算入しない。

5 前條の同伴に當る保護観察官又は法務府事務官は、本人が逃亡しようとし、又は遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる十分な理由があるときは、直ちにその者を刑務所に連れもどすことができる。

第五章 赦免及び刑の軽減

(適格性)

第二十八條 在所者及び仮出所中の者は、すべて、赦免又は刑の軽減の審理を受けることができる。(申請及び顯出)

第二十九條 在所者又は仮出所中の者が赦免又は刑の軽減の審理を受けようとするときは、在所者は刑務所の長を経由して、仮出所中の者は直接、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその申請をしなければならぬ。

2 在所者又は仮出所中の者の親族、知友その他の関係者は、委員会に対し、その規則の定めるところにより、文書をもつてその者の赦免又は刑の軽減の顯出をすることができぬ。

3 第十七條第二項から第四項まで

及び第十八條第二項の規定は、赦免及び刑の軽減の申請又は顯出に準用する。

(審理)

第三十條 委員会は、赦免又は刑の軽減の申請書又は顯出書を受理したときは、審理を開始しなければならぬ。刑務所の長から文書をもつて申出があつたときも、同様とする。

2 委員会は、赦免又は刑の軽減について、申請、顯出又は申出がない場合でも、必要と認めるときは、職権により審理を開始することができる。

3 同一の在所者又は仮出所中の者にかかる赦免又は刑の軽減について、申請、顯出又は申出が二以上あるときは、なるべく、これを併合して審理しなければならぬ。

4 赦免又は刑の軽減の審理に當つては、委員会は、刑務所に照会して本人にかかる判決書の写及び在所中の成績その他刑の執行の経過の概要を記載した報告書を取り寄せるほか、刑務所の長の意見を徴し、且つ、本人の意向を確めなければならぬ。

5 第十九條第三項から第五項までの規定は、赦免及び刑の軽減の審理に準用する。

(処分)

第三十一條 委員会は、平和條約第十一條に定める日本国の勸告及び關係国の決定によつて在所者又は仮出所中の者の赦免又は刑の軽減を許すことができるに至つたときは、すみやかに、委員会の規則の定めるところにより、赦免又は刑

の軽減の処分をし、その他これに必要な手続をとらなければならぬ。

第六章 雑則

(記録等の請求)

第三十二條 委員会は、この法律によつてその権限に属せしめられた事項の調査について必要があるときは、刑務所その他の公務所に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

(書類の整備及び連絡)

第三十三條 関係国に対する連絡通報を迅速且つ円滑に行うため、法務総裁は、刑の執行に関する書類を、委員会は、赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所に関する書類を常に整備しておかなければならぬ。

2 平和條約第十一條に定める勧告

の手続をとるに當つては、委員会は、関係国に提出すべき書類として、左に掲げる書類で当該事案に関するものを、それぞれの事案ごとに整備しておかなければならぬ。

一 赦免、刑の軽減又は仮出所の申請書の写

二 赦免、刑の軽減又は仮出所についての願出書若しくは申出書の写又はその要旨を記載した書類

三 在所中の行状及び成績に関する刑務所の長の報告書並びに当該処分に関する刑務所の長の意見書の写又はその要旨を記載した書類
四 仮出所中の行状を明らかにする書類

五 仮出所の際に本人に誓約させるべき遵守事項及び本人に交付すべき仮出所証書案の写

六 医師の診断書又は公務所の証明書等本人又はその家庭の現況を明らかにする証明書の写又はその要旨を記載した書類
七 その他参考となるべき情報書類

3 法務総裁は、法務府令の定める

ところにより、在所者にかかる左の事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月初に關係国に通報しなければならない。

一 入所
二 出所
三 病院への移送及び病院からの復所
四 死亡
五 逃亡

4 委員会は、その規則の定めるところにより、仮出所中の者にかかる左の事項及び在所者にかかる第一号から第四号までの事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月初に關係国に通報しなければならない。

一 赦免
二 刑の軽減
三 仮出所及びその取消
四 一時出所及びその理由並びに一時出所の取消
五 刑期の満了
六 死亡
七 逃亡

5 前二項の規定による場合のほか、法務総裁及び委員会は、關係国に対して、その要求にかかる事項を通報しなければならない。
6 刑務所の長は、在所者にかかる

第三項各号の事項をそのたびごとに委員会に報告しなければならない。

(視察及び面接)

第三十四條 刑務所の長は、關係国から平和條約第十一條による決定のため申出があつたときは、その派遣する係官に対し、刑の執行の状況の視察及び在所者に対する面接を許さなければならない。

(政令)

第三十五條 平和條約第十一條に定める赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定に関する連絡に必要な手続は、政令で定める。

(法務府令等)

第三十六條 第二章で定めるもののほか、第二章の規定の施行に関して必要な事項は、法務府令で定める。

2 刑務所の長は、法務総裁の認可を受けて、在所者の処遇に関する細則を定めることができる。

(委員会の規則)
第三十七條 この法律及び第三十五條の規定による政令で定めるもののほか、この法律によつて委員会の権限に属せしめられた事項に関する細則は、委員会の規則で定める。

附則

(施行期日)

第三十八條 この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

(この法律の適用)

第三十九條 この法律は、この法律の施行後關係国から残刑の執行のため日本国の管理に移された者についても、適用があるものとする。

2 第九條及び第十一條の規定は、關係国の同意がないときは、当該關係国が設置した連合国戦争犯罪法廷によつて刑を科せられた者については、適用しない。

3 この法律中仮出所及び一時出所に関する規定は、この法律の施行の際連合国最高司令官又は關係国によつて仮出所又は一時出所を許されている者及びこの法律の施行後關係国から仮出所による保護監督の実施のため日本国の管理に移された者についても、適用する。

(法務府設置法の一部改正)

第四十條 法務府設置法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「その他法務に関する事項、」の下に「平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項、」を加える。

第七條第二項中第五号の次に次の一号を加える。

六 平和條約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第十三條の六を第十三條の七とし、以下第十三條の十三まで一條ずつ繰り下げ、第十三條の五の次に次の一條を加える。

第十三條の六 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国犯罪法廷により刑を科せられた者を收容するため、法務総裁の管理に属する巢鴨刑務所を置く。

巢鴨刑務所は、これを東京都に置く。
巢鴨刑務所の内部組織は、法務府令でこれを定める。
第十七條中「第十三條の十三」を「第十三條の十四」に改める。

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、住民登録法施行法案(衆)(予備審査のための付託は三月二十四日)

一、工場抵当法及び飲業抵当法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
一、平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案
一、平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

第一條 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條中「二百四十五人」を「二百五十九人」に改める。

「二百五十九人」に改める。

第二條 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第三條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第四百七号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「六百人」を「五百七十人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

（目的）

第一條 この法律は、日本国との平和條約（以下「平和條約」という。）第十七條(b)項の規定に基き民事判決の再審査等及び議定書c2項に規定する流通証券の呈示等のための期間について定めることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「連合国」とは、平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体

三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人その他の団体で、前二号又は本号に掲げ

るものがその株式又は持分（当該法人その他の団体の役員が前二号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号又は本号に掲げるものが支配する営利を目的としな

い法人その他の団体

（再審査の訴）

第三條 連合国人が日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までに終局判決の言渡を受

け、その判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した場合において、当該連合国人が、同日以後日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間の訴訟手続において、原告又は被告として事件について充分な陳述ができなかつたときは、当該連合国人は、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生じた日から一年以内に限り、その判決に対して再審査の訴をもつて不服を申し立てることができる。

2 前項の再審査については、同項の規定による外、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の定めるところによる。

（国の責任）

第四條 前條に定める再審査の手続において同條第一項の再審査の事由があることが認められた場合において、当該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、国は、その者を原判決前の地位に回復するか又はその者に對しそれだけの事情の下において公正且つ衡平な救済

を與ふる責に任ずる。

2 前項の場合において、訴訟の當事者その他他にその損害について責に任ずべき者があるときは、国は、これに對して求償権を有する。

3 第一項の規定による国に對する請求は、再審査の終局判決が確定した日から一年内にしなければなら

ない。

4 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

（流通証券の呈示等のための期間）

第五條 議定書c2項に規定する流通証券の呈示等のための期間は、六月とする。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

（目的）

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案

平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

第一條 この法律は、日本国との平和條約（以下「平和條約」という。）第十七條(b)項の規定に基き刑事判決の再審査等について定めることを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「連合国」とは、平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者

二 連合国の法令に基いて設立された法人

三 前号に掲げるものを除く外、営利を目的とする法人で、前二号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体の役員が前二号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体の計算において有する株式又は持分を除く。）の全部を有するもの

四 第二号に掲げるものを除く外、前三号若しくは本号に掲げるもの又はこれらに準ずる団体が支配する営利を目的としな

い法人

（再審査の請求）

第三條 連合国人が有罪の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月八日から日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生ずる日までの間において確定した場合において、当該連合国人がその間に於ける訴訟手続において被告人として事件について充分な陳述ができなかつたときは、日本国と当該連合国との間に平和條約が効力を生じた日から一年以内に限り、その判決に對して、当該連合国人の利益のために、再審査の請求をすることができる。

（請求についての審査）

第四條 前條の規定による再審査の請求を受けた裁判所は、充分な陳述ができなかつたことが原判決に影響を及ぼすか否かについて審査し、原判決に影響を及ぼすと認めべき相当な理由がある場合には

再審査開始の決定をし、その他の場合には請求を棄却する決定をしなければならぬ。

2 前項の決定をするには、檢察官及び再審査の請求をした者の陳述を聞かなければならぬ。

3 裁判所は、審査のため必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

4 檢察官及び再審査の請求をした者は、裁判所に押收、搜索、檢証、証人尋問又は鑑定を請求することができる。

5 第一項の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

（再審査の審判）

第五條 裁判所は、前條第一項の規定による再審査開始の決定が確定した事件については、原判決當時の事実及び刑罰法令に基いて更に審判をしなければならぬ。

2 前項の場合において、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とが併合罪の関係にあるときは、前項の規定による刑の言渡と同時に、別に、大赦を受けた罪と大赦を受けなかつた罪とに分けて、刑を定めて言い渡さなければならぬ。

3 大赦を受けた罪について言い渡された刑は、この法律に定める地位の回復又は救済の関係においてのみ効力を生ずる。

（刑事訴訟法の適用）

第六條 この法律に定める再審については、この法律の規定による外、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）又は従前の刑事訴訟法（大正十一年法律第七十五号）及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の定めるところによる。

（国の責任）

第七條 この法律に定める再審の手続において再審開始の理由があることが認められた場合において、当該連合国人が原判決の結果損害を受けたときは、国は、その者を原判決前の地位に回復するか又はその者に対しそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済を與える責に任ずる。

2 前項の規定による国に対する請求は、再審の判決が確定した日から一年内にしなければならない。

3 第一項に定める地位の回復又は救済の手続については、別に法律で定める。

附則

この法律は、平和條約の最初の効力発生の日から施行する。